

総務常任委員会 記録

1 開会日時 平成30年9月13日(木)午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階601会議室

3 事 件

議案第82号 三次市公の施設の整理のための関係条例の整理等に関する条例(案)

議案第83号 三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(案)

議案第86号 個別外部監査契約に基づく監査によることについて

議案第87号 個別外部監査契約の締結について

議案第88号 指定管理者の指定について

議案第90号 過疎地域自立促進計画の変更について

議案第91号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について  
(継続審査)

平成29年陳情第4号 みよし運動公園運動広場の人工芝化について

4 出席委員 杉原利明, 鈴木深由希, 大森俊和, 岡田美津子, 澤井信秀, 山村恵美子,  
藤井憲一郎

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【財務部】部谷財務部長, 杉原財産管理課長, 細美財政課長, 渡部財産管理係長

【総務部】落田総務部長兼選挙管理委員会事務局長, 矢野総務課長, 河野総務課付係長,  
瀧熊行政係長

【選挙管理委員会】奥野選挙管理委員会係長

【監査事務局】中原監査事務局長, 折山監査事務局係長

【政策部】中村政策部長, 宮脇企画調整担当課長, 桑田企画調整担当係長,  
倉川三次地区拠点施設開設準備担当係長

【地域振興部】秋山地域振興課長, 菅原観光スポーツ交流課長, 山西観光交流係長

【建設部】坂井都市建築課長

【教育委員会】松原文化と学びの課長

7 議 事

○杉原委員長 総務常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は7名でございます。全員出席でありますので、委員会は成立をしております。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 異議なしという声をいただきましたので、傍聴を許可することといたします。

次に、本日の審査日程について申し上げます。

タブレットの総務常任委員会のほうに次第と今日の説明資料を入れさせていただいておるんですけども、お手元に配付の次第のとおり行ってまいりたいと思います。議案7件、それぞれ質疑を行った後、一括して討論、採決を行い、それらが全て終わってから、意見も一斉に聞こうと思いますので、附属していただきたい意見も、よろしくお願いします。午後から3件の所管事務調査を行うようにしておりますので、7月でしたか、予定しておったんじゃないけど、豪雨災害で中止にしたときがありましたけれども、そのときにやる予定だった三次市の情報発信の関係と総合計画の見直しの進捗と、それから、その後、三次地区拠点整備事業の現状を説明いただいた後、現地に4時ぐらいに行って、工事中の中を見たいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○大森委員 工事の邪魔にならないか。

○杉原委員長 邪魔と言うたら、そうですね、もう今見とかんと、もう大分、中もでき上がって、仕切り板もはめよらしいんで。本当は7月ぐらいに、壁の中にちゃんと鉄筋が入るとるかとか、工事監査のような感じでしたかったんですけども、ちょっと災害があったということで、申しわけございません。

それでは、議案審査のほうに入ってまいりたいと思います。最初に、議案82号からですね。執行部を招き入れてください。

(執行部入室)

○杉原委員長 財務部が所管する議案の審査に入ってまいります。

議案第82号、三次市公の施設の整理のための関係条例の整理等に関する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

部谷財務部長。

○部谷財務部長 改めまして、おはようございます。財務部に關係します議案第82号について説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

今回のこの条例の案なんでございますが、これまでも三次の場合は、西日本に多いんですけども、登記簿の地番といいますか、山地番と耕地番がありまして、同じ大字とか町の中に重複する番地があるということを解消していこうということで、法務局のほうで平成25年から、山地番のほうへ、一番頭に1万をつけるということを実施されております。それで、平成25年から、本年度が6年目になるんですけども、最終年度になります。本年度は八次地区を、そういった調整を10月31日にされるということで、それに伴います地番の変更ということになります。

それでは、議案の案のほうをごらんいただければと思います。

まず、第1条なんですけれども、三次市が所管をしております三次市黄幡墓地でありますけれども、これは、南畑敷の黄幡の28番3というものを、字はとるようになっておりますので、このたび、重複がなくなるということで、字をとらせていただいて、南畑敷町の10008番地3と。ここで、28番地の3が10008の3になっていまして、おかしいと思われると思います。これが、三高の上にある墓地なんですけど、2団地に分かれていまして、第二墓地もあるんです。それ

を、まず、地籍をされる前に多分、代表地番を誤られたと思われるんです。地図と地番を精査しましたら、この地番、どう見ても8番地のほうが位置的には合致しているといえますか、間違いであったということで、今回直させていただくというものでございます。

次が、第二黄幡墓地、上の墓地のすぐ上側になるんですけども、そちらについては、28番の1を10028の1、それから、その下の畠敷の墓地もございまして、こちらについても同様に、字名をとって1万を付すというものでございます。

次のページをお願いします。そして、ここからは、今の番地の重複の解消ではなくて、修正させただ中で、長年の間、変更になっている部分なんですけども、八次中学校が畠敷町の1860番地だったんですけども、途中で分筆がされておりまして、現在は枝番がついているというのが正しいということで、今回、番地の1というものを付させてもらって、訂正をさせてもらうというものであります。

その次の三次放課後児童クラブなんですけれども、八次第3放課後児童クラブを設置しているんですけども、こちらも同様に、番地のほうが分筆をされているということ、これは多分、昭和49年なんです、地籍調査のときに地番を分けられたんだと思うんですけども、今回整理をさせていただいて、1をつけさせてもらうというものでございます。

これまでも、番地の1万台の1という整理をする中で、その地域の公共施設は全部ローラーをかけて、こういった修正をかけております。最後の年度になりますので、あわせて修正させていただくということで、これで全ての公共施設については整理ができたというふうに考えております。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○杉原委員長 質疑のある方の発言を願います。

岡田委員。

○岡田委員 今、説明を受けたんですけども、三次市の中では、こういうふうに番地が変わったというところ、まだいろいろあると思うんですけども、私も1件、聞いてびっくりしたような、それまでが、2桁が、よう見てなかった。「ええ、そうなんですか」ということなんですけど、住民の方もよく、説明はあったと思うんですけども、ちょっとしっかり理解してらっしゃらないことがあったので、それらのことを、しっかり説明とかを住民の方にしてらっしゃるのかなと思うんですよ。

○杉原委員長 部谷財務部長。

○部谷財務部長 こういった地番の付せかえを平成25年から始めて、6年かけて、最初の年は甲奴町から始めて、先ほど御紹介になられた平成26年、2年目に布野町が行われているんですけども、これの周知は、10月から毎年されるんで、広報紙とかで、こういうことになりますよということについては周知をさせてもらったんですけども、なかなか、読まれても、何のこっちゃ、ようわからんところもあるので、事前に該当される方については、ここがこうなりますよということについては送付させていただいて、説明はさせていただいたと思っているんですけども、直接行って、その説明はしておりません。事前に、該当される方には、こうなりますよという文書を送らせていただいて、それで、「どういうことなんかね」という問い合わせがあるときには答えさせても

らったりという感じで対応させてもらった次第でございます。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 わかりました。本当に地番ががらっと変わるので、その辺はしっかりと1件1件送ってらっしゃるということで、理解は得ましたけれども、また、そういう問い合わせがあったらしっかり丁寧に、よろしくをお願いします。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ほかにないようでございますので、以上で議案第82号に対する質疑を終結いたします。

財務部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○杉原委員長 それでは、総務部、選挙管理委員会、監査事務局が所管する議案の審査を行ってまいります。

最初に、選挙管理委員会ですね。議案第83号、三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(案)を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

落田選挙管理委員会事務局長。

○落田総務部長兼選挙管理委員会事務局長 それでは、議案第83号について御説明を申し上げます。

本案は、公職選挙法の一部改正に伴いまして、市議会議員選挙の候補者が選挙運動用ビラを作成する費用を公費負担とするため、関係条例である三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

今回の公職選挙法の一部改正によりまして、市議会議員選挙において候補者の政策を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動用ビラを配布することが可能となります。この改正に伴いまして、三次市の市議会議員選挙においても、選挙運動用のビラの作成に係る費用を公費負担とするため、今回の条例を一部改正しようとするものでございます。

まず、第1条及び第7条の改正についてでございますけれども、選挙運動用のビラの公費負担の対象については、従来、三次市長選挙のみであったものを、新たに三次市議会議員選挙も対象とするために改正するものです。

第10条の改正については、選挙運動用ビラ作成に係る公費負担の限度額について、候補者1人につき7円51銭に、選挙運動用のビラの作成上限枚数4,000枚を乗じて得た金額3万400円を限度額とするために改正するものでございます。なお、作成上限の枚数は1候補者当たり4,000枚、及び単価の限度額が7円51銭という根拠、この根拠につきましては、公職選挙法及び公職選挙法施行令の定めによるものでございます。

本条例の施行期日は平成31年3月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○杉原委員長 これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言をお願いします。

大森委員。

○大森委員 ちょっと教えてください。ポスターの掲示板そのものは何枚でしたかね。

○杉原委員長 495枚ですかね。

奥野選挙管理委員会係長。

○奥野選挙管理委員会係長 ポスター掲示板につきましては、大体500枚行かないぐらいだったと記憶しておるんですけども、今回の選挙ビラは、あそこのポスター掲示場へ張りつけるポスターではなくて、例えば新聞折り込みしたりとか、個人演説会会場で配ったりとか、そういった、大体大きさがA4サイズを超えないという規定があるんです。そういったものに利用する選挙運動用ビラでございます。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 ちょっと勘違いしとった。ということは、選挙ビラが、今度はオーケーということになりますね。そうすると、やっぱり証紙等を張っての仕様になるんですかね。

○杉原委員長 奥野選挙管理委員会係長。

○奥野選挙管理委員会係長 証紙を張ってです。

○杉原委員長 ほかに質疑はございますか。

山村委員。

○山村委員 このビラの内容についてですけども、2種類まで大丈夫でしたっけ。というところをお伺いしたいと思います。

○杉原委員長 奥野選挙管理委員会係長。

○奥野選挙管理委員会係長 2種類以内ということになっております。

○杉原委員長 ほかにございますか。

大森委員。

○大森委員 もう一回。これで、ビラ等が許可をされた、ビラは公費で持つ、2種類以内、そこまです。例えばこれの配布が、例えば人が持って歩いて1枚ずつ入れるのもそうじゃけど、新聞折り込み等で入れた場合にはその経費がかかるね。そこらはどうなんですか。

○杉原委員長 奥野選挙管理委員会係長。

○奥野選挙管理委員会係長 選挙ビラ1枚当たり7円51銭掛ける4、000枚というのが上限でございます。法律を見ますと、折り込み手数料とか、そういったものは入っておりません。

○杉原委員長 印刷代だけということですか。折り込み代に7円51銭を回しちゃいけないということですよ。

○奥野選挙管理委員会係長 作成に要する経費ということで。

○大森委員 別個で三次市でつくりゃいいんか。

○杉原委員長 それはまた一般質問で提案をしてください。

ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ないようでございますので、また個別の対応は直に、決まってから、選挙管理委員会へ行ってみてください。

ほかにないようでございますので、以上で議案第83号に対する質疑を終結いたします。

選挙管理委員会の皆さん、ありがとうございました。監査事務局と入れかえをお願いいたします。

(執行部入れかえ)

○杉原委員長 それでは、続いて監査事務局に関する議題を審査していきたいと思っておりますけれども、こちら、議案第86号と87号、関連しておりますので、一括しての説明をお願いいたします。

議案第86号、個別外部監査契約に基づく監査によることについて、並びに議案第87号、個別外部監査契約の締結についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

落田総務部長。

○落田総務部長兼選挙管理委員会事務局長 それでは、個別外部監査に関しての議案2件について御説明をさせていただきます。

まず初めに、議案第86号、個別外部監査契約に基づく監査によることについてでございます。

本案は、三次市外部監査契約に基づく監査に関する条例、それに基づきまして、財政的援助を与えているもの出納、その他の事務の執行で、当該財政的援助等に係る監査について、監査委員の監査にかえて、個別外部監査契約に基づく監査によることについて、市議会の議決を求めようとするものでございます。

続いて、議案第87号、個別外部監査契約の締結について。

本案は、武信隼人氏と350万円を上限とする金額で個別外部監査を締結することについて、市議会の議決を求めようとするものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○杉原委員長 これより議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

大森委員。

○大森委員 議案第87号で、外部監査をすることは大変結構なことだし、やらなきゃいけないことなんですけども、広島公認会計士にお願いをするというのは、どういう関係になるんでしょうかね。ちょっと教えてほしいんですけど、三次にもいらっしゃいますよね。基本的な、僕の場合は、工事にしても何にしても、三次の業者を使うべきだという考えが強いもんですから、なぜ広島の会計士のほうへお願いするに至ったのか、入札とか、そがなんだったらしょうがないという部分があるんですけども、そこらを少し教えていただけますか。

○杉原委員長 中原監査事務局長。

○中原監査事務局長 ただいまの御質問でございますけれども、確かに三次市のほうに会計士さんはいらっしゃいます。ですが、本市の組織に属さない市外の方で、利害関係のない人に監査をしていただくことがふさわしいと考えまして、日本公認会計士協会の中国会へ候補者の推薦を依頼した

ところでございます。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 しがらみがついてくるのを恐れたということですかね。それは何にでも言えることで、結局のところ、縛りをどれだけきかすかの問題になってこようかと思うんです。今回はしょうがないんですけど、日本公認会計士協会の中国会の方へお願いしたらということらしいから。考え方として、これだけ三次の経済をと言いながら、少しでも三次へ金が落ちるような方策というのが、その積み重ねが大事だろうと思うんです。だから、公認会計士、確かに金額を扱うものだから、大変慎重にならなきゃいけないとは思いますが、しかし、ある程度のたがをはめるというか、縛りをきかせて、そういうしがらみが一切ないようにした上で、三次での選任といいますか、依頼といいますか、そこらもこれからの1つの方法として考えていただきたいと思います。

以上です。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

個別外部監査というのは、一般の公認会計士さんと、また特殊な能力というか、工事監査等、そういう適しちゃった部分、経験値とかも必要な部分もあるんじゃないかなと思いますので、今の意見も参考にしながら、三次市にとって公正であるということも、そういう能力的なところも十分鑑みて。

ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 質疑なしということで、以上で、議案第86号及び議案第87号に対する質疑を終結いたします。

総務部、監査事務局の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○杉原委員長 それでは、政策部が所管する議題の審査を行ってまいりたいと思います。

最初に、議案第88号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中村政策部長。

○中村政策部長 では、議案第88号、指定管理者の指定についてでございます。

本案は、三次地区文化・観光まちづくり交流館の指定管理者を指定することにつきまして、一般社団法人三次観光まちづくり機構をその候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議決を求めるものでございます。

以上で、議案第88号に係る議案説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○杉原委員長 議案に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を願います。

藤井委員。

○藤井委員 今回、三次観光まちづくり機構の理事長を高岡副市長が行われるということですが、瀬崎元副市長が退任された後、本来であれば、新たな副市長がされるのかなというふうに思

つとるわけですけど、荷が重いからということなのか、あと、組織図的にも、地域振興をつかさどるといのは高岡副市長にない仕事、柴田副市長だと思うんですけど、この辺のこと、どういう付度があったのかをお伺いいたします。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 DMOの理事長につきましては、DMO自体が観光まちづくり機構という形で、三次町の文化・観光まちづくりの推進の関係で、地域との調整も多くの部分がございます。三次地区の拠点施設につきましては、これまでもいろいろ市民の方の御意見をいただきながら事業を進めてきたところでございまして、いろんな経緯もあるところでございますので、そうした地域等については、これまでの経緯を踏まえた対応ということも踏まえて、高岡副市長が理事長として選任されたというふうに理解をしているところでございます。

政策部の所管につきましては、両副市長が共管といいますか、事業によっても、一部専任のところもありますけれども、共管ということになってございますので、これまでもこの件については、副市長としての高岡副市長にも御説明とかいう部分についても行っておりますので、事業に対する理解といいますか、部分も持ってらっしゃいますので、事業の遂行上、支障がないというふうには受けとっております。

○杉原委員長 藤井委員。

○藤井委員 僕の印象として、瀬崎元副市長はすごく汗をかかれて、真摯に対応されていたイメージがございます。地域の皆様と、今まで積み上げられたものをしっかり継続してもらおうことと、さらに発展していただけるようお願いして、終わりにします。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

大森委員。

○大森委員 高岡副市長が理事長になられるということ、これの是非を考えたときに、もちろん言われたように地域との連携、また、文化・観光まちづくり交流館の運営に当たっては、高岡副市長だとすばらしい采配を振るわれると思います。しかし、私は、基本的には、この交流館をもって、拠点施設をもって、三次町がどのように発展していくかというのが第一義的だろうと思う。そうなったときに、果たして公の人間がそのトップへ座ることによって、いわば、親方日の丸的な感覚が生じないかというのが1つ心配になる。こういう事業で一番ネックになるのはそこでありまして、この施設、この取組に、僕が、私が骨を埋めるんだという、その意識がなかなか生まれません。失敗してもいいや、三次市が何とかしてくれるわというふうな、親方日の丸思想というか、その考え方が少しでも入った場合には、なかなかこういう事業というのはうまくいかないと思っております。したがって、本来であると、民間の中で行政と地元との橋渡しをしていただけて、また、もつとえば、申しわけないですけど、高岡副市長ほどの才覚を持っておられる方がいらっしゃれば一番いいというふうに考えるんですが、そこらのところの議論というのはあったかどうか、また、部長のお考えはどうであるか、聞かせてほしいと思います。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 DMOの設立に当たりましては、まず、民間的なノウハウも生かすということ

で、実際の専務理事につきましては、皆さんも御承知と思いますが、初代の方も民間から登用という形で、途中、不幸なこともございまして、今は交代ということになっておりますけれども、現在、事務局長として専務理事についていらっしゃる永江氏につきましても、長年、民間旅行会社とか、そういったところで御活躍されて、非常に民間的な経営感覚とかノウハウをお持ちの方というふうに思っております、先ほども委員御指摘のような、公に頼った運営ではなく、そこについては、しっかりと民間時代に培われたノウハウとか経験を生かしていただくということで、専務理事としてお迎えをして、実際の理事長自体は非常勤という形でもございますので、日々、日常の業務を取り仕切っていただくのは、専務理事が中心になって取り組むようになろうかと思っておりますので、そうした部分での対応というか、言い方は変ですけども、対応されておりますので、市としても、取組についてはしっかりと協力しながら、いかに三次町の、もう一つ、DMO自身の目的が、地域の方の消費活動を増やすというか、DMO自身が直接のプレーヤーになるのではなくて、各地域の事業者の方の活動を促していくというのが大きな目的でもございますので、それについては、まさに永江氏の、これまでの民間的な経営感覚とかを生かされていくんじゃないかというふうに期待をしているところでございます。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 だったら、専務理事、いわゆる事務局長の采配がほとんどになってくると思います。しかし、公のナンバー2、副市長が理事長になるという、その肩書だけで安堵感といいますか、そういうものが生じないか、もっと言えば、専務理事の事務局長の方にもそういうことが起きないだろうか、また、副市長とて、4年に1回は、市長の選挙に基づく役職ですから、またころころころかわったんでは、それを運営する側にも不安感というものがあるんじゃないかなと思うんですけど、そこらのところはどういうふうにお考えですか。私自身は、独立採算式というか、もうここまで条件整備をしてくれたんなら、あとは自分たちが頑張るよと、いよいよいけんときには、三次市さん、お願いしたいとは思いますが、今の段階、自分たちで頑張るよというような雰囲気が出るかどうかです。私は、そこが一番大事だろうと思う。ふたをあけて、すぐ、いや、大繁盛ということにはならない。何年もかかると思います。もう3年も4年も5年もかかると思います、これが成功するか否か。そこまで耐え忍ぶだけの力を持っていただくためには、やっぱり、あくまでも民主主体という雰囲気が大事なのではないかなと思うんですけど、そこらはどういうふうにお考えですか。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 いわゆる日本版DMOにつきまして、いろんな経営形態、全国で幾つか設立されておりますけれども、いろんな自主事業として観光等を企画されて、その手数料で自主的に運営されているようなDMOもございますけれども、正直なところ、今の三次版DMOの状況でいきますと、昨年12月に設立をいたしまして、これから拠点施設を核として、三次町のまると博物館という形で、いろんな商品開発とか、三次市内の、今、ビジネス相談会のほうを開催しながら、湯本豪一先生から寄附をいただいた妖怪資料を活用したキャラクター開発の相談事業等にも取りかかっているところではございますけど、やはりまだ立ち上げて期間も少なく、現在のところ、市から

の委託と補助事業を中心に事業運営しているのは事実でございます。ただ、将来的には、そうした自主事業とかいうものを拡大して、民主導の形態に育つといいですか、そうした形に行くようなことは、市としても期待をしているところでございますし、そうした部分で、先ほど言いました専務理事の民間ノウハウとかを活用しながら、将来的に理事長の位置づけがどうなるかというのは、また別途議論する必要はあろうかと思えますけれども、市としても、ずっと市からの補助金と委託での運営ではなく、将来的にはDMOとしての自主事業等も展開していったら、民間的な事業についても拡大をしていっていただきたいというふうに思っているところでございます。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 いずれにしても、もうほとんど決まってしまうことでしょうから、今さらひっくり返るようにしないじゃけど、こういうものを取り組むに当たっては、ある程度解き放たれた感覚の持ち主、そういう集団をつくるのが常に大切なので、三次市の職員の人だってそうでしょう。ある一定の枠を超えようと思ったら、上司にお伺いを立てなきゃいけない、これをやったら叱られるんじゃないかというふうなプレッシャーが働いて、なかなかやっていいことができないという現象がありますよね。もちろん市民もそうなんですよ。市民のほうも、こがなことを言うと笑われやしないかとか、こがなことを言うと、というふうになっていって、せっかくな取組も、話が途中でポシヤるという現象もいっぱいある。だから、そういう部分をなくするためには、俺たちの集団というのをつくらなきゃだめだと思う。俺たちがやるんだというのをやっていかなきゃいけない。だから、地元の声を、地元体制というものに私はこだわりたいと思うのは前から思うとったわけ。今後、そういうふうなことも念頭に入れといていただいて、運営に当たっては、やはりそういう力をいかに吸収するか、生かせるか、引っ張り上げるか、そういうような運営の仕方というのをひとつお願いしていただきたい。これは意見です。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ございませんか。

お金の関係は12月議会に出るんですか。指定管理料なんかの関係は。

中村政策部長。

○中村政策部長 指定管理料そのものは、指定管理の開始も一応今のところ、31年度の事業からとなりますので、実際の予算については、平成31年度当初予算のほうで御議論いただくことになるかと。

○杉原委員長 理事長なんかは、柴田さんが落ちつきや、かわる予定。もう高岡さんでずっといく予定。今、大森委員も言ったけど、やっぱり、ほんま、ころころかわらんほうがええと思うんですよ。1年後に選挙もある中で、またかわったとか、また柴田さんにかわったとか、やっぱりプロパーないし一般公募の人にばしっと、先頭とってもらわにやね。未定ですか、今後の人事は。

中村政策部長。

○中村政策部長 基本的には理事会、それから総会の中で選任されておりますので、基本的にはこの体制でされるものと現在のところは考えております。

○杉原委員長 それでは、ほかに質疑はないようでございますので、以上で、議案第88号に対する質疑を終結いたします。

政策部三次地区拠点整備施設準備担当ほか部署の皆さん、ありがとうございました。企画調整担当との入れかえをお願いいたします。

(執行部入れかえ)

○杉原委員長 では、企画調整担当の所管する議題について入ってまいりたいと思います。

まず、議案第90号、過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

議案の説明を執行部よりお願いいたします。

中村政策部長。

○中村政策部長 では、議案第90号、過疎地域自立促進計画の変更についてでございます。

今日は、平成28年3月に策定をいたしました過疎地域自立促進計画に、新たに粟屋39号線ほか17事業を追加することにつきまして、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用いたします同条第1項の規定により、市議会の議決を求めようとするものでございます。

議案第90号につきましては以上でございます。よろしく御審査いただきますようお願いをいたします。

○杉原委員長 議案の質疑に入ります。質疑のある方の発言を願います。

藤井委員。

○藤井委員 議案第90号の中の三次まちごとまるごと博物館事業、これが開館に向けたソフト事業であるというお話を先日されておりましたけれども、そのソフトの内容というのがどういうものになるのか知りたいので、わかればお聞かせください。

○杉原委員長 三次地区拠点整備事業がソフトということに、新たに加えられた、そこの部分の説明をお願いいたします。

中村政策部長。

○中村政策部長 三次まるごと博物館事業につきましては、基本的に総括質疑のときにお答えしましたハード事業という形で、今行っております拠点施設の建築工事等になります。今回追加します三次地区拠点整備事業につきましては、開館に向けましてプロモーションですとか広告宣伝とか、あと、今、開館に向けた準備、作品を移したりですとか、作品室を調度といいますか、天井とかになりますね。あとは、主が、開館に向けたプロモーションとか広報活動というところが中心になってございます。

○杉原委員長 藤井委員。

○藤井委員 ソフト事業と聞いたんで、ひょっとしたら、中の例えば展示物とか、そういった展示物みたいなもの、ほかにレイアウトとか、何かそういったものにかかわる部分かなというふうな頭でおったんですけど。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 設備に係る部分は12億4,000万円のハード事業の中に含めておりまして、今、別途委託をして、整備をしているところでございます。それについては、従来のまるごと博物

館事業のほうで対応するようにしております。

○杉原委員長 ほかに。

岡田委員。

○岡田委員 このたび、17事業追加ということですね。見ればわかるんですが、ちょっと教えてください。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 まず、道路関係でいきますと、粟屋39号線と申しました。それと……。

○杉原委員長 資料を持ってきていただいとるそうなので、よかったら、ちょっと見ますか、みんな。新たに加えられた道路の地図とか。せつかくじゃけえ、一旦、ちょっと答弁を中止して、新たに加えられたこの事業をちょっと見てみてください。上布野46号線がどれかとか。

リストは後で新田次長に総務委員会のフォルダーに入れてもらいますので。

岡田委員。

○岡田委員 ありがとうございます。いろいろ詳しく。

ここのゼロ歳児保育のこの追加の分で、小規模保育所の事業所の設備整備。

○杉原委員長 3ページ目の小規模保育事業設備整備事業。

○岡田委員 それと、もう一個は、三次まるごと博物館事業に、追加ではないんですが、三次の本通りに三次人形を見せるというのがありますよね。あれはどういう構想でやろうとなさっているのか、今の進捗状況とかを教えてください。

○杉原委員長 宮脇企画調整担当課長。

○宮脇企画調整担当課長 先ほどいただきました小規模保育事業所施設整備事業でございますが、この案件だけが、過疎債を借りるために上げるのではなくて、過疎計画に載っていることによつて、補助率が上がるという制度がございまして、そのために今回上げるものでございます。これが、国の保育所等整備交付金における施設整備事業の負担者割合というものがございまして、過疎計画に載っておりましたら、負担の割合が、国の割合が10分の5.5、事業者が5分の1、市が4分の1になるので、あえてここに今回、借りるというのではなくて、上げさせていただくということで、これは実施したいという事業者の方がおられまして、その期待に応じて載せるものです。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 もう一つのまちなかギャラリー促進事業のほうでございますけれども、これは教育委員会のほうが所管しているんですけども、事業の目的としては、三次のまちの魅力を向上させて、まち歩きを誘引するために、三次人形や三次の文化財を展示できるギャラリーを整備していこうというものでございまして、これまで、平成27、28年度で2カ所整備をしておりますので、平成29年度も1カ所整備をして、たしか今現在、3カ所整備済みで、三次町にございます三次商店街のお店の軒先等をお借りして、そこに展示用のケース等を整備して、そこに三次人形等の展示をさせていただいているというものでございます。

○杉原委員長 岡田委員。

○岡田委員 わかりました。ありがとうございます。過疎地域も含め、やっぱり有効な手段を使っ

てするというので、理解できました。

小規模保育所もやりたいという方がいらっしゃるということなんですね。

○杉原委員長 宮脇企画調整担当課長。

○宮脇企画調整担当課長 いらっしゃって、今回、特別の補正のほうで多分上がってきているんだろうと思いますので、こちらのほうで新たに。

○杉原委員長 ほかに。

大森委員。

○大森委員 先ほどの栗屋39号線、これは高北農道から展望台がある道の対応ですね。

もう一点確認は、給食調理業務等民間委託というのが特別事業の中に、過疎地域自立促進特別事業ですか、ありますけど、これはどういうふうなあれですか。もう民間委託に向けて段取りを進めよという。

○杉原委員長 これは、今回の変更じゃないけえ、今の民間委託のことですかね。

○大森委員 いや、そういう事業がありますよと言うておるのか、これからそれを使って何かしますよというのか、そこを聞いている。

○杉原委員長 後ろから2ページ目のところの上から3段目の、もともと載っとる事業じゃけえ。

I C Tだけが新たに入ったんよ、これ。

○大森委員 じゃけえ、そこのところを聞いとるんじゃないしに、執行部のほうで答弁を。委員長が答弁をするんじゃないしに。それは、わしが勘違いなのかどうなのか。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 御質問の給食調理等業務民間委託につきましては、既に実施をしている作木と布野について、既に民間委託をしております、そこについては既に計画に現在もしてございます。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 作木と布野に対して、どういうふうなものを入れようとするのか、ちょこっと教えてください、考え方。この事業に載っとるんでしょう。

○杉原委員長 宮脇企画調整担当課長。

○宮脇企画調整担当課長 基本的には委託料になります。それぞれ、道の駅等、事業者は載せておりません。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

山村委員。

○山村委員 学校I C T整備事業についてですけど、これは、もう文科省のほうで交付税措置が始まるんですね。それでも、この過疎計画のほうでまた有利になるということなんですか。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 本年度の、平成30年度の事業計画の財源としては、全額過疎債を充てるようにしておりますので、財政のほうで財源の手当のほうを調整して、常により有利な財源となるように調整をして、査定等をしてきておりますので、一部推測の部分がございしますが、投資関係から今回過疎債に充てるようになっているんだと思います。

○杉原委員長 山村委員。

○山村委員 これは担当部署にお願いしなきゃいけないのかと思うんですが、交付税の措置として文科省が打ち出しているのと、その兼ね合いがどうなんだろうと。私がかんなん、ちょっとあれなので、また担当部署のほうから説明していただいたほうがいいんですかね。

○杉原委員長 担当の部署に聞いていただいたほうが。各個別は、企画調整では完全に把握されていないと思うんで、全部いろんな部署なんで。財政じゃないけど、教育委員会が来たほうがいいんでしょうね。土木から何か、内容は多分所管しか。呼びましようか、教育委員会。

○山村委員 できたらちょっとね。

○杉原委員長 誰か説明、ちょっと聞いてみて。説明できる者が来れんか。財政か教育委員会か、次長、誰か説明できる人が。今言いよつてのと事業が違うかもしれんし。

一旦、暫時休憩です。

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

○杉原委員長 それでは、委員会を再開いたしまして、先ほどの山村委員からの質問がありました、交付税措置も始まっているけれども、過疎債に、過疎計画に載せる意味とか、そのロスは何かというようなところの質問について、答弁お願いいたします。

細美財政課長。

○細美財政課長 まず、ICT云々の前に、制度的なお話を少しさせていただければと思います。

交付税、御存じのとおり、大きく分けまして、普通交付税と特別交付税がございますので、普通交付税は、学校関係で申し上げますと、学校数、学級数、児童生徒数、これによって、それぞれ標準的な学校の経費を想定して積み上げてあるという数字がございます。その中に、情報関連ということで、例えば18学級の小学校があると、情報関連で350万円ぐらいというようなを見てあって、18学級で、ちょっと乱暴な言い方ですけど、9学級だったら半分になるとかというような計算をするんです。そういうふうになっております。これは、普通交付税全般に言えることですが、実際にその関係の経費がかかっているかどうかは関係ございません。学級数が18学級あれば、350万円が自動的に積まれるというものでございます。

それを踏まえまして、山村委員お話しのところについては、残念ながら、我々、現時点での資料では詳細が確認できておりません。と申し上げますのが、普通交付税の改正内容がこういう冊子になってあるんですけども、残念ながら、平成30年度の冊子のほうがまだできておりませんで、その冊子の中にはその年の改正点、記入がございます。今現在、私、手元に平成29年度を持っておりますが、平成29年度時点では、いわゆる積み増しといいますか、増高したというような表現はございませんけれども、もしあるとすれば、この部分が増高になる、350万円が例えば370万円になるとかというような、地方によって普通交付税で措置をするということであろうかと思われまます。

それを踏まえて、財源としてどちらが有利かという御質問でございますと、先ほども申し上げましたように、今回整備をしてもしなくても、実は、学級数が変わらない限り、普通交付税額には変

動はございません。ですので、特定財源でございます今回のような過疎債、こちらのほうを直接引っ張ってきて充当する、こうすることのほうで財源的には当然有利になるような仕組みになってございますので、今回のように過疎債を使わせていただくことのほうが、最終的にトータルで有利になるというのが財政の仕組み上のお話となると思っております。

○杉原委員長 じゃけえ、例えば350万円おりてきたとして、それは別にITに使わん、一般の学校運営に充てて、ICTは過疎でやったほうが、一般の運営のほうで使って、過疎が使える部分は使ったほうが得という。

○細美財政課長 おっしゃるとおりでございます。

○杉原委員長 ということでございますけれども。大丈夫ですか。

山村委員。

○山村委員 今、ちょっと休憩中に委員間でお話ししたことは、対象によって、やっぱりそれが対象になっているのか、ならないのかという枠というのはあるんですかね。今回の事業では、Wi-Fiの環境とか、そういうところを全て過疎債の計画に上げるということですが、それに上げられないものとかというのはあるんですか。

○杉原委員長 細美財政課長。

○細美財政課長 今回上げておるものにつきましては、全てが当然過疎債の対象になります。過疎債の対象になるかどうかというところでございますけれども、今回の場合、過疎地域自立促進事業というのは、いわゆるソフト事業というものでございますので、大きな枠で言いますと、教育の振興、さらに、学校ICTでございますので、ざっと言いますと、学校の情報化に係るものの定義につきましては対象にすることができるであろうと思われま。ただ、それぞれまた細かな点では、対象になるならないがちょっとございますけれども、例えば少額な備品とかはならなかったりするものですから、それもございますが、過疎計画上での考え方で、学校ICT事業について計上させていただきますので、学校ICTの整備事業の範疇であるというふうに判断されるものにつきましては、今回のものと同様に、例えばサーバーですとか、個別のパソコンですとかというようなものがICTとして認められれば、対象とすることは可能でございます。

○山村委員 わかりました。大変お時間をいただき、ありがとうございました。

○杉原委員長 ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 ないようでございますので、議案第90号に対する質疑を閉じさせていただきます。

急遽、細美課長と赤木課長、お越しいただいてありがとうございました。議案第91号に恐らく関係ないでしょうけえ、御退席を。

続いて、企画調整担当の皆さんは議案第91号ということで、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

中村政策部長。

○中村政策部長 では、続きまして、議案第91号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定に

ついてでございます。

本案は、新たに君田町茂田辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定することにつきまして、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律第3条第1項の規定によりまして、議決を求めようとするものでございます。

その内容でございますが、茂田辺地内における市道茂田48号線の整備を行おうとするものでございます。

議案説明につきましては以上でございます。よろしく御審査のほう、お願いをいたします。

○杉原委員長 質疑に入りたいと思います。質疑のある方の発言を願います。ございませんか。

大森委員。

○大森委員 メートル数はどのぐらいあるんですか、これは。幅員は3メートルぐらいで、主の工事の長さというのはどれぐらいありますか。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 延長につきましては、一応300メートルを決定してございます。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 300メートルで、幅員をどれぐらいにするんですか。今まで3メートルの幅員が、どれぐらいになるんですか。

○杉原委員長 中村政策部長。

○中村政策部長 計画上、4メートルとなっております。

○杉原委員長 大森委員。

○大森委員 私も時々、茂田のほうへは行ったり来たりするんですが、できるなら、改良できるところはどんどんやっていくべきだし、いまだに昔の古い道を使ってらっしゃる地元の方がいらっしゃるんで、過疎に、より一層過疎の拍車をかけるような状況というのは、やっぱり問題があると思うんです。そこらのところは御留意いただいて、やっぱりできるところはどんどんやっていただきたいと思います。

以上です。

○杉原委員長 意見ということで、御検討お願いいたします。

ほかに質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 よろしゅうございますか。ほかにないようでございますので、以上で、議案第91号に対する質疑を終結いたします。

政策部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○杉原委員長 それでは、今定例会で総務常任委員会に付託されました議案の質疑が全て終了いたしましたので、お手元に配付の常任委員会審査報告書の順番で、討論、採決を行ってまいりたいと思います。総務委員会のフォルダーの中のほうにありますので、行かせていただきます。

まず、議案第82号、三次市公の施設の整理のための関係条例の整理等に関する条例(案)につ

いて、討論のある方は討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第82号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第83号、三次市選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(案)について、討論ある方の討論を願います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第83号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第86号、個別外部監査契約に基づく監査によることについてを議題といたします。

討論ある方の発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第86号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第87号、個別外部監査契約の締結についてを議題といたします。

討論ある方の討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第87号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第88号、指定管理者の指定についてを議題といたします。

討論ある方の発言を願います。

大森委員。

○大森委員 どうしても副市長が理事長になるというのはひっかかるんですけど、委員会として、

「あんた、やめなさい」と言うこともできない。さっき言うたように、力量的にはすばらしいものを持ってらっしゃいます。恐らく高岡さんなら十分なことをすると思うんじゃないけど、町民一体となることができるような工夫をしてもらうことが大事で、後で意見を集約してんでしょうけども、そういう意味合いでの、三次市にとっては、一か十か百かの大ばくちになるわけですから、何とか成功するように、どういう言い方なのか、うまくまとめてほしい。そこらは委員長に任せるけど。変な言い方したら、「何だ、高岡さんはだめなのか」になっちゃいけないし、わしゃ、何遍も言いよるんじゃないけど、あの人の力というのはすごいもんじゃないと思う。頭もええし、状況もよく見えるし、それは申し分ないと思う。だけど、わしが心配するのは、町民の意欲がそれに伴うかどうかじゃけえな。親方日の丸で、どの施設を見てきても、「ああ、いけにや、やめりゃあええ」という、そういう安直な施設がほとんどだめになつとるね。じゃけえ、三次市が一か十かのばくちをするんじゃないけえ、何とか品のある書き方、わしより品のある委員長に報告にうまく書いてもろうて。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 先ほど中村部長が言われとった、将来的にはそうした民間主体を検討していくというような回答があったもんで、そこらあたりで、意見なりで付していったらいいと。ぜひともそういう方法で、自立でできるという方法で検討していただきたいという。

○杉原委員長 大森委員がおっしゃられるの、わかるんですよ。わかるんじゃないけど、言葉にするの、どうすりゃいいかわからんけど、要は、副市長が理事長でおっても、がつつりこの業務を100%でやるわけじゃなくて、市の副市長としての立場のほうが重要な中で、もっとここについて、しっかり三次町の人らと話し合うて、意見をくみ交わして、まちづくりとかをやっていくような感じの人がいいということでしょう。トップにおいて、一緒に三次町民の人とやっていけるような専任の人で、いろんな何かを突破していくような人材を当てろということですよ。

○大森委員 要するに、そこへ骨を埋める人が大事なんですよ。

○杉原委員長 じゃけえ、そういうことですよ。これを言葉に表現、委員長報告にでも。

○大森委員 ちょっと難しい。

○杉原委員長 イメージはすごいわかるんですよ。

○岡田委員 その住民の方と、民間の意識というのもしっかり取り入れていただきたいみたいのところじゃないかなと。

○大森委員 どこの施設を見ても、必ずいろんな制度を使うてやった事業は、とことんそこに自分の骨を埋めるという根性がないわね。作木の高丸農園なんか、「わしが石にかじりついてでも、ここでわしが野たれ死んでもやるんじゃない」という、荒木さんというおじいさんがいつも口癖みたいに言いよったんじゃないけど、そうなると、何ぼしんどうても、苦しゅうても、しのいでいっとったんやね。大雪のときには、「だめじゃ」と言われたときに、それでも我慢して続けてきた。だけど、そうじゃないところというのは、「ええい、やめちまえ」みたいなので、みんな、やめとるんよ。やっぱり働く人の意識が、わしは、すごいなと思うて。いつも作木に行くたびに思うんじゃないけど。

○杉原委員長 そういうことですよ。自力でこれをぴしっとやっていくような気概を持った、気概という言葉を使おう。ちょっと考えます、後で。今のは、反対討論より附帯意見のような感じでい

いですか。

○大森委員 いやいや、反対討論じゃない。

○杉原委員長 じゃなくて、附帯意見。

○大森委員 賛成は大賛成。

○杉原委員長 ほかに討論なしということによろしいですか、指定管理者のほう。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 それでは、討論なしと認め、これをもって討論を終結し、議案第88号の採決をいたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第90号、過疎地域自立促進計画の変更について、討論ある方は発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

議案第90号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、議案第91号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、討論ある方の発言を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第91号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり決しました。

続いて、委員長報告につける意見でございますけれども、先ほどありました議案第88号の指定管理者については、先ほどいただいた意見をもとに作成させていただきます。ほかの議案に対して附帯意見のある方は発言をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。本委員会の報告書の作成については、後は正副委員長に御一任いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○杉原委員長 御異議なしとさせていただきます。以上で、委員長報告はつくって、タブレットに入

れさせていただきますので、御確認をお願いいたします。

以上で議案の審査は終了とさせていただきます。

続いて、継続案件として1つ残っております平成29年陳情第4号、三次運動公園運動広場の人工芝化について、事務局より、現在の状況について説明をお願いいたします。

新田次長。

○議会事務局 それでは、経過を含めて、皆さんへ説明をさせていただきたいと思います。

前回、6月定例会でこの間の経緯を説明させていただいて、継続審査となっている案件であります。サッカー協会から出された人工芝生化が他の利用団体、また体育協会も知らない話となっております。利用競技団体の合意が必要なため、体育協会が全体を調整していくべきであるというのが委員会の意見でございます。というところで、6月定例会以降の動きを確認させていただきますと、体育協会のほうとサッカー協会、話をされて、今の運動公園の多目的広場の競技団体の方に引き続き合意を得るような作業をされておられます。一部、ソフトボール協会等が反対をしているというようなことを聞いておりましたが、8月24日に体育協会のほうがサッカー協会、ソフトボール協会、グラウンドゴルフ協会、陸上協議会、スポ少、グラウンドゴルフ連合会という関係団体を集めて協議をされまして、条件はあるが、多目的広場の人工芝生化についてはいいだろうというような全体の合意に至ったというように伺っております。これが、8月24日に体育協会が行われた会議の結果ということを、事務局のほうから教えていただきました。

それで、今後、体育協会がこの人工芝生化の要望を体育協会名で市長、そして議長のほうに提出していこうというお話になっておるようでして、体育協会のほうでは、今の体育協会が出される要望、陳情とあわせて、今出とるものを取り下げようかというような検討をされていると聞いております。9月中に市長のほうに日程をとって、そういうことをしていこうと、今、検討をされているところでございます。現段階で実際の要望書ができて、提出をされてはおりませんが、先ほどのような経過がありますので、体育協会が賛同団体という名前を入れて、要望を改めてされるというような、検討中といいますか、間もなくそういった動きをされるということでございますので、今出ているサッカー協会の陳情は取り下げようという判断には、今、されとらんということでありませぬ。

以上です。

○杉原委員長 今の説明で、これから、9月中に体育協会名で、あつこの全利用団体の名のもとに、市長、議長に宛てて陳情書が新たに出るということで、今出しとつてのサッカー協会は、その陳情書が出ると同時に引き下げを検討しようということで、ただ、今、書面などによって、正式な手続はまだいただいておりませぬので、引き続き継続審査として、体育協会名でしっかり出てきたときに審査させていただければと思つとるんですけども、いかがでございましょうか。

大森委員。

○大森委員 それはそれでもいいんですけど、この委員会での議論で最大のネックは、ほかに使う団体がどうなのか、また、その本体である体育協会がどうなのかというところでの議論で、それが調整つけばよからうという話じゃけん、改めて議論するのもまたいいかもしれんし、そこは、出る

タイミングもあるけど、委員長のところで、急ぐ話だったら、ゴーサイン出してもいいんじゃないかなとは思うけどね。委員会で一応の議論はしとる。

○杉原委員長 諸条件とかも一応あるんよね。ついて、出てくるんよね。

○議会事務局 こういう形をつくって、やっておられて。

○杉原委員長 合意しちゃった内容が体育協会内であるみたいで、それらも一応見て、確認して、審査したほうがいいかなと思っとる状況。

○大森委員 委員長がそがに思っとるなら、審査してもいいけど、随分長いこと、この問題というのは引きずっとるからね。サッカー少年なんかに言わせると、「おじちゃん、あそこの芝ができるというて聞いたんじやが、まだ」とか言うのがおったりね。やっぱり蹴って、滑り込むときにけがしたり、すごいんだって。じゃけえ、子供たちは確実に待っとるなというのは感じたんじやけど。またそれが出るタイミングで、もし急にやいけんかったら、委員長としては、「委員会ではこういう議論をしておるよ」と、「もしいけにや、もう一回話し合いするけど」ぐらいに。もう委員長としてゴーサイン出してもいいとは思うけど。

○杉原委員長 澤井委員。

○澤井委員 大森委員が言われるのもわかるんですが、やはりその内容等も、今までも協議した中では、やはりいろんな団体がおられて、その中でいろんな、人工芝にしたらこういう問題が出るとかいう中で、いろいろ回ってなかったということで、この問題が、8月24日にそうした会議をやって、ある程度の条件とかいうことを出された中で合意に至ったということで、前回のを取り下げるため、今回新たに出してくるというふうになれば、やはり私たちもそうした内容についても確認した中で検討するべきだというふうに思いますので、検討していただければというふうに思います。

○杉原委員長 山村委員。

○山村委員 1つ、体育協会の理事会でまだ全然提案もされてないということですから、やはりその理事会での合意をもって報告をいただいて。

○大森委員 出てないの。

○山村委員 理事会、出てないですから。今の過程では、伊達会長が協議されて、「こういう報告になるけえ、また理事会でいろいろ頼むで」という話だったので、まだその段階ですから、今回は、委員長の処理は継続という。

○杉原委員長 ということで、これは理事会じゃのうて、ただの会議なんですか。

○山村委員 経過報告だけです。

○杉原委員長 また正式なものが出るまで、しばし継続させていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

平成30年9月13日

総務常任委員会

委員長 杉原利明